監　督　処　分　情　報

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社サカエ
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事（般－６）第 220487 号
許可を受けている建設業の種類	と

２　処分に関する事項

処分年月日	令和８年 10 月 13 日
根拠法令	建設業法第 28 条第１項（同条第１項第３号該当）

処分の内容

建設業法第28条第１項の規定に基づく指示処分

処分の原因となった事実

株式会社サカエ及び同社の役員は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）第 14 条、（労働安全衛生法施行令第６条第 15 号の２、労働安全衛生規則第 517 条の５第３号）の規定に違反したことにより、大阪簡易裁判所においてそれぞれ罰金 20 万円の刑に処せられ、令和８年２月７日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第 28 条第１項第３号に該当する。